

# **第7回地区庶務担当理事連絡協議会**

と き 平成24年11月28日（水）午後2時30分～

## **△森会長挨拶**

森府医会長は、まず11月20日に行われた第2回都道府県医師会長協議会の状況について触れ、日医が専門医の認定機構の設立を打ち出していることに対し、各診療科の分断につながることや診療報酬の点数等と絡んで大きな課題になるため認めるべきではない旨の申し入れをしていることを報告。また、医療安全に関する事故調査委員会の日医案が提示されたことを示し、前回の日医答申案から1年4カ月ほど経っていることに鑑み、プロジェクト委員会を作りもう一度検討をし直す方針であることを報告した。

続いて衆院の解散に触れ、日医連から「各都道府県で各政党と政策協定を結んで候補を上げれば日医連で推薦する」との話が出ているとしながらも、日医・日医連として選挙に対する基本的な方針は出しておらず「都道府県に丸投げである」と批判するとともに、各都道府県でそれぞれの政党と政策協定を結ぶのは難しいと指摘した。さらに今回の様々な政策議論を見ても、民主・自民共にどのような国を目指すのかを打ち出せないまま、個別の政策課題についてばかり話しているのが現状であることを憂慮し、公示までに府医・府医連の考えをまとめて打ち出し、選挙に臨めるようにしたいとの意向を示した。

## **△報告ならびに協議事項**

### **1. 医療機関ホームページガイドラインについて（松井理事）**

インターネット上の医療機関のホームページは、原則として医療法の「医業、歯科医業または助産師の業務等の広告」の規定は受けないこととなっているが、美容医療サービス等の自由診療を行う医療機関について、例えばホームページに掲載されている治療内容や費用と、受診時における医療機関からの説明・対応とが異なるなど、ホームページに掲載されている情報を契機として発生するトラブルが増えてきたことを報告。これを受けて厚労省が「医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針」を公表し、この指針に従っていない内容のホームページを開設している医療機関に対しては、都道府県からの行政指導の実施を求めていると報告した。

掲載すべきでない事項としては、内容が虚偽または客観的事実を証明できないもの、他と比較して自らの優良性を示そうとするもの、内容が誇大または医療機関に都合が良い情報などを過度に強調するもの、早急な受診を過度にあおるもの、科学的な根拠が乏しい情報に基づいて過度に不安をあおるもの一などであることを説明。また、自由診療については治療内容や費用が医療機関によって異なるため、通常必要とされる治療内容や平均的な費用、治療期間を掲載すべきとしていること、診療の利点や長所のみが強調されると受診者が適切な選択を行えないとして、治療のリスクや副作用の情報も分かりやすく掲載することを求めていると報告し、周知を求めるとともに、医業広告の制限に関する詳しい内容については、府医会員名簿に掲載しているとして、確認を依頼した。

### **2. 医師届出票について（松井理事）**

今年は、医師法で2年ごとに定められている医師の就業状況等届出の年となっていることを報告し、平成25年1月15日までに住所地または就業地のいずれかの最寄りの保健所

に提出していただくよう周知を依頼。届出を行わなければ厚労省ホームページ内の「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されないことを説明し、注意を促した。

### **3. 最近の中央情勢について（城守理事）**

平成 24 年 10 月下旬から平成 24 年 11 月中旬にかけての社会・医療保険状況について、消費税問題や衆院解散についての話題を中心に説明した。

### **4. 麻薬免許の交付について（三木理事）**

10 月に申請書を提出された本年の更新対象者の麻薬免許証について、交付日程・場所や必要書類等を説明した。（京都医報 11 月 15 日号・12 月 1 日号「保険だより」参照）また、更新手続きがまだ出来ていない方は至急、京都府庁薬務課または所轄の保健所まで麻薬免許申請書をご提出いただくよう依頼した。

### **5. 「女性に対する暴力をなくす運動」及び「配偶者等からの暴力をなくす啓発期間」に係る啓発カードの配布について（藤田理事）**

DV に関しては行政の出先機関や NPO 法人が積極的に、関与やカウンセリングを行っていることを報告。毎年 DV の啓発期間に際して啓発カードを公共の場所や配偶者の目につかない女子トイレ等に置いていることや、若い世代にもデートDVの問題が広がっていることを示し、趣旨を理解いただいたうえで、庶務担当理事の診療所や会員に分けていただくなどして、カードを利用いただきたいと依頼した。

### **6. 各種ワクチンについて（藤田理事）**

現在、近畿地区のどの府県においても 4 種混合ワクチンが不足していることを報告。基本的な考えとしては、4 種混合ワクチンはもともと本数が少ないため 8 月以降に生まれた人に対して使用し、それ以外は 3 種混合ワクチンと単独の不活化ポリオワクチンで対応するようになっていると説明。試算の上での必要本数は府下に入ってきているとしながらも、卸業者に流通を任せていることや医療機関に来院する患者数に濃淡があることから、思う通りの本数が得られず、結果として不足の状態になっていることを報告した。

また、10 月 24 日に行われた第 6 回地区庶務担当理事連絡協議会で中京西部医師会から感染症法で定められている結核定期健診の実施と保健所長への報告について「胸部エックス線検査に代えて喀痰検査でもいいか」との質問が出されたのに対し、保健所への報告は喀痰検査だけでいいものの、労働安全衛生法では年 1 回の胸部 X 線検査が義務付けられているため、胸部 X 線検査を省略することはできないと説明。協力を求めた。

### **7. 京都府立学校の産業医設置について（三木理事）**

まず、府立学校に産業医を配置するに至った経緯について、昨年末に京都府教育委員会から府立学校に産業医を設置したいとの申し入れがあったと説明。府医としても学校現場に産業医配置が望ましいと考えながらも、そのためには種々の問題の解決が先決との態度を示してきたが、今回、府教委が問題解決を図る方向性を示したため、府立学校に産業医を設置する方針とし、「京都府立学校の産業医設置に向けた小委員会」を立ち上げたことを報告。府立学校での産業医活動をするための問題点を整理し手引き書を作成するとともに

に、本年9月には府立学校の健康管理医を対象に「京都府立学校の産業医設置」に関するアンケートを実施。「引き続き産業医として引き受ける」が48名、「産業医資格が無い  
ため健康管理医のまま引き受ける」が7名、「引き受けられない」が3名という結果にな  
ったと報告するとともに、「健康管理医のまま引き受ける」の7名については、暫定的に  
健康管理医として継続して活動することを要請し、「引き受けられない」と回答した3名  
に関しては、当該地区医に産業医の推薦を依頼中であるとした上で、最終的には平成26  
年4月から例外なく府立学校全校に産業医が設置されることを示した。また報酬について  
は、産業医の月額報酬として適切な額を調整中であることを付け加えた。

## 8. 学術講演会の今後の予定について（小野理事）

12月・1月に予定している京都府医師会学術講演会を紹介し、多数の参加を呼びかけ  
た。

## 9. 地区からのご意見・ご要望

### 【中西】

**府医の地区対抗囲碁大会について、府医会員でなくても地区の会員であれば参加できる  
ようにしてほしい。**

米林府医理事は来年以降の参加資格については学術部会で検討すると示した。また、武  
田府医理事は、廃止となったボウリング大会などについて、会員の職場の方など、会員外  
の参加が多く、会員よりも割合が多くなってしまうことがあった経緯を示し、会費から費  
用を捻出している行事であることから統一して会員外の参加を認めない方針としたこと  
を説明。松井府医理事からは、原則は会員になっていただきたいとしながらも、学術部会  
にて検討すると報告した。

### 【亀岡】

**個人医院で患者からクレームが出て、亀岡市医師会事務所にて会長・副会長と当該患者  
で話すことがあった。個人医院がトラブルに巻き込まれたときに相談に乗りたいが、医師  
会として顧問弁護士を持つべきか。またそのような時に相談できるような窓口はあるか。**

大坪府医理事は、医賠償に入っていていただければ十分に対応できることや、ケーエム  
エーにて相談事も対応するとして、遠慮なく連絡いただくよう依頼した。また松井府医理  
事は、府医は顧問弁護士と契約しているとして、地区医の先生方も各医師会で弁護士と契  
約していなくても府医で対応させていただくと説明。ケーエムエーもしくは学術生涯研修  
課への連絡を重ねて依頼した。